

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例案の主な内容

条	条の見出し	主な規定内容
第1条	目的	<p><u>条例制定の目的を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動の促進に関する基本理念を定め、市や市民、自治会、関係団体等の役割を明らかにすることで、市民が相互に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を図ること
第2条	定義	<p><u>この条例における用語の定義を規定</u></p>
第3条	基本理念	<p><u>自治会活動の促進に関する基本的な考え方を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 協力と支え合いの精神に基づく自主的な活動が行われるようにすること 市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること 自治会の自立性や個性を損なわないようにすること デジタル化の進展による生活様式の変化を的確に捉え、社会情勢に合わせた自治会活動が行われるようにすること 市、市民、自治会、関係団体等の相互理解と協働により行われること
第4条	市民の役割	<p><u>市民の役割を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会への加入及び自治会活動への参加に努めること
第5条	自治会の役割	<p><u>自治会の役割を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自発的な自治会加入促進に努めること 自治会活動が地域住民や事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めること 自治会活動に関する情報を地域住民に提供すること 運営の透明性向上を図り、開かれた組織づくりに努めること 地域を担う人材の育成に努めること 地域の課題解決に努めること
第6条	協議会の役割	<p><u>那須塩原市自治会長連絡協議会の役割を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会の地域課題の解決や地域活動の活性化に向けた活動を推進するための環境づくりに努めること 自治会相互の連絡調整を図ること 自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するための取組を行うこと 自主グループ（協議会未加入の組織）が自治会として組織化することへの協力に努めること

第7条	事業者の役割	<u>事業者の役割を規定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所又は事業所が所在する地域において行われる自治会活動への参加及び協力を努めること ・従業員が自治会に加入することや自治会活動に参加することに配慮するよう努めること
第8条	住宅関連事業者の役割	<u>住宅関連事業者の役割を規定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建築等の際、入居者に対して自治会に関する情報を提供し、自治会への加入を促すよう努めること ・自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めること
第9条	市の役割	<u>市の役割を規定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うこと ・市民が自治会を組織すること及び自主グループが自治会として組織化することに対し、情報の提供や助言を行うこと ・自治会及び自治会長連絡協議会の活動を促進するために必要な支援を行うこと ・自治会の協力を得て事業を実施する際は、自治会の負担が過重にならないよう努めること ・職員の自治会加入や自治会活動への参加の促進に努めること
第10条	委任	<u>条例の施行について必要な事項は、別に定めることを規定</u>
附	則	<u>施行日を規定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日予定